

合併推進協議会だより



第2号

発行責任者 / 阿蘇中部4町村合併推進協議会 会長 河崎敦夫 編集・発行 / 阿蘇中部4町村合併推進協議会事務局 一の宮町宮地1957-4 ☎0967-35-4011

合併推進協議会の状況

一の宮町、阿蘇町、産山村、波野村の阿蘇中部4町村合併推進協議会は平成十四年八月一日に発足しました。

発足以来、毎月一回の協議会開催を目標に、六部会からなる専門部会あるいは分科会で課題を調整し、さらに幹事会・町村長会と会議を重ねて協議資料を作成し、それをもとに協議会で検討を進めてまいりました。

これまでの状況としまして、各町村を回りながら順次会議を重ねてきましたが、4町村は、環境や生活・文化などにおいて常に交流があり、昔から地域のつながりが強いところです。しかしながら、各協議項目ごとの現況には町村ごとに大きな較差があるものも見受けられ、今後の合併協議の中で調整を進めていく必要があります。

合併推進協議会では、現在まで七回の協議会を開催し、十項目に関して調整方針を確認しました。内容については次頁以降にお示しさせていただいているところです。

合併の課題は、いろいろありますが、現在の社会情勢や国家的政治情勢を見据え、将来の展望にたって合併事業を推進していかなければならないと考えております。住民の皆様におかれましても、合併協議に関心をもって頂き、よりよい合併が推進されますようご理解とご協力をお願いいたします。



合併推進協議会の

状況報告

第3回協議会 九月十二日(木)

場所

阿蘇町\農村環境改善センター会議室

協議事項

○今後の合併協議の進め方について
合併推進協議会の各組織の役割、毎月の専門部会や協議会の流れ、今後のスケジュール等について事務局から説明を行いました。具体的協議の仕方については、事前提案を行い、提案事項について一ヶ月の期間において各町村で検討し、次の協議会で正式協議を行うということで承認されました。

提案事項

○調整項目一覧表について
○合併協定項目の選定について
以上、次回協議予定の2項目について事務局から事前説明を行いました。

委員研修会

協議会終了後、阿蘇地域振興局振興調整室の富田健治室長を講師に、阿蘇地域の町村合併について委員研修会を行いました。

第4回協議会 十月一日(火)

場所

産山村\基幹集落センター会議室

協議事項

○調整項目一覧表について
中部4町村が合併した際に住民が行政制度の違いにより不利益をこうむらないよう、事前に事務事業等の現況調査をし、各町村間の調整を行います。その調整項目のうち重要なものについては、協議会において協議することとされました。

○合併協定項目の選定について
協議会において行う合併協議を、四十五項目に区分して協議することと承認されました。

提案事項

○合併の方式について
○合併の期日について
○議員の定数及び任期の取扱いについて
○中小選挙区導入の必要性について
○三役及び教育長の身分の取扱いについて
以上、次回協議予定の5項目について事務局から事前説明を行いました。

第5回協議会 十一月十九日(火)

場所

波野村\保健福祉センター会議室

協議事項

○協議第一号 合併の方式について
合併の方式については、4町村を廃し、その区域をもって新しい市(町)を設置する新設合併(対等合併)ということと承認されました。

協議第二号 合併の期日について

阿蘇中部4町村が合併した場合、約三万二千人の人口となりますが、合併特例法により市となるべき要件が設けられ、平成十六年三月までに合併した場合、市となるべき「要件は、人口三万人以上(通常は地方自治法第八条により人口五万人以上、その他に付帯要件もあり。)」とされました。この特例により、今回が市を目指す最後の機会ということで、合併協議の中で合併の期日に併せて、市制か町村かの議論が行われています。

市制か町村か、合併の期日を平成十六年三月までとするのか、平成十七年三月までとするのかで各町村意見がわかれてきました。

協議の主なポイントは、①市になった場合設置が義務づけられている福祉事務所のメリット・デメリットについて、②財政的な面から見た場

合に市と町でどちらが有利なのか、
③今後のスケジュールを見たときに平成十六年三月とした場合十分な協議の時間がとれるのか、といった点です。

○他に、市にした場合○○市○
○町といったように現行の町村名を残せるといった意見も出されました。

最終的に事務局からの追加資料を待って再度協議するということと、継続協議とされました。

協議第三号 議員の定数及び任期の取扱いについて

議員数が大幅に減ることにより民意が十分に反映されるのかという問題に対応するため、合併特例法第七条の在任特例の規定を適用し、合併関係町村協議会の議員全員が、合併後二年間、引き続き新市(町)の議会の議員として在任することで承認されました。

協議第四号 中小選挙区導入の必要性について

選挙区の設置について、現町村で決定するのか、新市(町)で決定するのかで意見が分かれ、継続協議となりました。



○協議第五号 三役及び教育長の身分の取扱いについて

具体的には町村長で調整するとう案に対して、委員から報酬等も含めて協議会で検討すべきではないかとの意見が出され、継続協議となりました。

提案事項

○地域審議会について

○テレワークセンターの取扱いについて

○第三セクターの取扱いについて

○電算システム事業の取扱いについて
以上、次回協議予定の4項目について事務局から事前説明を行いました。

その他

○委員の交代について

阿蘇町の委員の交代があり、家入賢一委員、谷崎千浪委員、阿部惟品委員に代わり、松永勲委員、家入澄雄委員、高藤拓雄委員が新委員として就任しました。

○市町村建設計画の策定について

今後の新市(町)づくりの基本方針(将来ビジョン)作成にあたって、住民の方々の意見を反映させるため、各世帯を対象としたアンケート調査を実施することで承認されました。

第6回協議会 十二月三日(火)

場所

一の宮町\就業改善センター会議室

協議事項

○協議第一号 合併の期日について

(継続)

自民党の地方行政調査会が「平成十六年三月までの期限とされている市の三万人特例について、現行の合併特例法の期限(平成十七年三月)まで延長する。」という方針を出したことから、こうした国の動きも踏まえ平成十七年三月まで(までも可)ということで見直し調整が行われました。

市制か町制かについては、近年の福祉行政の多様化、業務量の増、将来の高齢化の動きを見たときに福祉事務所の設置は大きな意義を持つといった意見が出されましたが、あくまで町制という意見もあり、次回再度協議をすることになりました。

○協議第四号 中小選挙区導入の必要性について(継続)

新市(町)においては、選挙区を設置するものとするので承認されました。なお、選挙区ごとの定数について、次回の協議会で事務局から説明を行うこととしました。

○協議第五号 三役及び教育長の身分の取扱いについて(継続)

特別職の組織体制、給料、手当等については、類似団体を調査のうえ4町村の長で調整し、協議会で別途協議することで承認されました。

○協議第六号 地域審議会について

地域審議会の権限をもっとはつきりさせるべきではないかと意見が出され、継続協議とされました。

○協議第七号 テレワークセンターの取扱いについて

○協議第八号 第三セクターの取扱いについて

○協議第九号 電算システム事業の取扱いについて

第七号から第九号に関しては、次回協議を行うこととされました。

提案事項

○国民健康保険の取扱いについて

○病院・診療所(直営)の取扱いについて

○新市(町)の事務所設置の方式について

以上、次回協議予定の3項目について事務局から事前説明を行いました。



第7回協議会 一月七日(火)

場所

一の宮町\就業改善センター会議室

協議事項

○協議第一号 合併の期日について

(継続)

これまでの協議と、国の三万人規模の市の特例延長の動きをふまえ、

「阿蘇中部4町村は、合併により市制施行を目指すものとし、合併の期日は平成十七年三月三十一日までとする。ただし、国において三万人規模の市となるべき要件の特例が延長されない場合は、別途協議する。」

ということ承認されました。

○協議第六号 地域審議会について

(継続)

地域審議会制度が創設された趣旨が、合併によって旧町村の住民の意見が合併市町村の施策に反映されにくくなる懸念や不安を払拭しようとするものであることや、前回の協議会の意見を踏まえ、地域審議会の設置に関する事項中に「市長は地域審議会の答申、意見を尊重しなければならぬ」という文言を追加し、新市において地域審議会を合併後十年間設置することで承認されました。

○協議第七号 テレワークセンターの取扱いについて(継続)

テレワークセンター業務については現行どおりとすることで承認されました。

○協議第八号 第三セクターの取扱いについて(継続)

付帯決議として、各団体の株主、出資者等との意見調整を行うという条件を付けた上で「第三セクターの取扱いについては現行どおりとし、合併後に統合については検討する。」ということ承認されました。

(次頁へ続く)

阿蘇中部4町村合併協議（協定）項目一覧表

○印は第7回協議会までに提案、承認された事項

区分	番号	項目	提案	承認
基本的事項	1	合併の方式	○	○
	2	合併の期日	○	○
	3	新市（町）の名称		
	4	新市（町）の事務所の位置	○	
	5	財産及び債務の取扱い		
合併特例法に規定されている協議項目	6	新市（町）の建設計画		
	7	議会議員の定数及び任期の取扱い	○	○
	8	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い		
	9	地方税の取扱い		
	10	一般職員の身分の取扱い		
その他必要な協議事項	11	特別職等の身分の取扱い	○	○
	12	条例、規則等の取扱い		
	13	事務機構及び組織の取扱い		
	14	一部事務組合の取扱い		
	15	使用料、手数料等の取扱い		
	16	公共的団体等の取扱い		
	17	補助金・交付金等の取扱い		
	18	町・村・字名の取扱い		
	19	慣行の取扱い		
	20	国民健康保険の取扱い	○	
	21	介護保険の取扱い		
	22	消防団の取扱い		
	23	行政区の取扱い		
	24	姉妹都市の取扱い		
	25	国際交流事業の取扱い		
	26	電算システム事業の取扱い	○	○
	27	広報・広聴関係事業の取扱い		
	28	防災関係事業の取扱い		
	29	人権教育・同和对策事業の取扱い		
	30	保健衛生関係事業の取扱い		
	31	病院・診療所（直営）の取扱い	○	○
	32	障害者福祉事業の取扱い		
	33	高齢者福祉事業の取扱い		
	34	児童福祉事業の取扱い		
	35	保健事業の取扱い		
	36	その他の福祉事業の取扱い		
	37	ゴミ収集運搬業務事業の取扱い		
	38	環境対策事業の取扱い		
	39	農林水産関係事業の取扱い		
	40	商工観光関係事業の取扱い		
	41	建設関係事業の取扱い		
	42	上・下水道事業の取扱い		
	43	学校教育関係の取扱い		
	44	社会教育関係の取扱い		
	45	その他の事業の取扱い		

○協議第九号 電算システム事業の取扱いについて（継続）
電算システム事業については、合併時に新しい電算システムを構築し、住民サービスの低下を招かないよう調整するという事で承認されました。
○協議第十号 国民健康保険の取扱いについて
国民健康保険の取扱いについては、不均一課税の取扱いについて課題も多いことから意見が分かれ、住民にとって重要な問題でもあり専門部会

にもどした上で慎重に協議することとなりました。
○協議第十一号 病院・診療所（直営）の取扱いについて
各町村既設の病院、診療所については、住民の健康を守るため新市に引き継ぐということで承認されました。
○協議第十二号 新市（町）の事務所設置の方式について
事務所設置の方式については、その方式や今後の協議の進めかたについて意見が分かれ、継続協議とされ

ました。
提案事項
○選挙区定数について
○地方税の取扱いについて
○納税組合・各種奨励金の取扱いについて
○姉妹都市の取扱いについて
○国際交流事業の取扱いについて
○広報・広聴関係事業の取扱いについて
以上、次回協議予定の6項目について事務局から事前説明を行いました。

💡 合併協定項目とは…

合併することとなった場合には、4町村の全ての事務事業等について、調整（すり合わせ）が必要となってきます。その数は膨大なものなので、協議会では特に住民生活に深く関わりのある項目に絞って、協議を行うこととなります。この項目を「合併協定項目」といいます。

協議会では、表のとおり基本的事項5項目、合併特例法に規定されている協議項目5項目、その他必要な協議事項35項目、合計45項目につ

いて今後協議していくこととなりますが、協議において更に必要な項目があれば追加されることもあります。



これまでの経過

き市電算状況研修)

10月23日 企画部会新まち建設計画業者検討審査会

10月1日 第4回阿蘇中部4町村合併推進協議会(産山村/基幹集落センター)

10月24日 第6回厚生部会(一の宮町/就業改善センター)

10月2日 第4回総務部会(協議会事務局)

10月25日 町村長会(阿蘇町/阿蘇広域行政事務組合未来館)

環境改善センター)

10月3日 第4回厚生部会(協議会事務局)

11月1日 第5回産業部会(協議会事務局)

10月4日 第4回建設部会(協議会事務局)

10月7日 幹事会・専門部会合同先進地研修(松橋町/宇城西部5町村合併協議会)

11月6日 第7回総務部会(協議会事務局)

10月8日 第1回電算分科会(協議会事務局)

11月8日 第7回建設部会(協議会事務局)

10月9日 第5回総務部会(協議会事務局)

11月11日 第6回電算分科会(協議会事務局)

10月10日 第5回厚生部会(協議会事務局)

第2回国民健康保険分科会(一の宮町役場)

10月11日 第5回建設部会(協議会事務局)

11月12日 幹事会(協議会事務局)

10月15日 幹事会(協議会事務局)

11月13日 第8回総務部会(協議会事務局)

10月16日 第3回電算分科会(一の宮町役場)

11月14日 第7回企画部会(協議会事務局)

第1回国民健康保険分科会(一の宮町役場)

11月15日 町村長会(一の宮町/サンクラウン大阿蘇)

第1回介護保険分科会(一の宮町役場)

11月19日 第5回阿蘇中部4町村合併推進協議会(波野村/保健福祉センター)

10月18日 第6回総務部会(協議会事務局)

10月22日 第4回電算分科会(香川県さぬき市電算状況研修)

CHECK!



市町村合併 Q&A

法定協議会について教えてください

法定協議会とは、地方自治法第252条の2第1項に基づく協議会で、設置にあたっては、関係市町村の議会の同文議決(*)が必要です。また、法定協議会は、会長と委員で構成され、それぞれ合併関係市町村の長、議員、学識経験者(住民代表など)等で組織することができます。設置の手続きは、下記ようになります。

合併関係市町村による事前協議

- ・合併協議会設置にかかる所要事項の協議
・協議会規約(案)の作成

協議会設置の協議にかかる議会の議決

- ・「設置」と「規約」の同文議決

協議により、規約を定め協議会を設置

協議会を設置した旨及び規約の告示

都道府県知事への設置届出

なお、市町村合併を行う際には、この法定協議会の中で「市町村建設計画」の作成や、合併協定項目の協議を行います。
*関係市町村のすべての議会が同一文による議案を可決する必要があります。

Timeline table with dates and meeting details for various committees and councils.

施設紹介

阿蘇テレワークセンター

阿蘇町のテレワークセンターは、情報技術を活用しながら、地域の高度情報化の促進、地域での新たな雇用機会の創出などを目的に、地域情報受発信の拠点施設、地域ネットワークセンターとして平成8年度に建設された施設です。

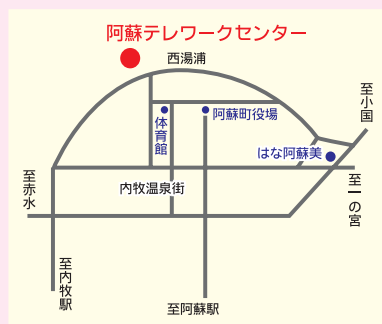


運営・管理は財団法人阿蘇町地域振興公社に委託され、現在職員十六名が働いています。

おもな事業内容は、パソコン研修及び人材育成、インターネット接続サービス、公共施設等の情報ネットワークシステム運用・管理、議会議事録作成やホームページの作成管理などを行っています。研修等希望されます方は左記へお問い合わせください。

阿蘇町大字西湯浦一四五一―

☎2316009



協議会は傍聴できます

合併協議会の会議は、公開を原則としています。どなたでも傍聴できます。ただし、傍聴席の数には限りがありますから、傍聴者が多数の場合は会議前に抽選をさせていただく場合があります。

協議会の会議資料は閲覧することができます

協議会の会議録や会議資料は、合併協議会事務局で閲覧することができます。詳しくは事務局にお尋ねください。

次回協議会の開催日

二月十三日(木)一の宮町就業改善センター

時間 午後一時三十分からの予定です

※協議会の開催日及び開催時間は、毎月第二火曜日午後一時三十分開会を原則としていますが、変更する時もありますので、事務局にお問い合わせください。

☎3514011

編集後記

十五年の新年を迎えました。平成の大合併が

推進され、現在の熊本県下ほとんどの市町村が、十六年度末の合併特例法期限を前に、何らかの形で合併を検討しています。

昭和の大合併の時に全国で九、八六八、熊本県下にも三二〇あった市町村が約三分の一になり、今回の合併協議が進めば、さらに三分の一以下になるのではないかと予想されます。

これまで愛着を持ってきた自治体の枠組みが変わることには、抵抗と不安を感じられる方が多いと思います。しかしながら国の財政状況をはじめ、少子高齢化現象などの社会情勢を考えると、これから先の自治体は、規模を大きくして行財政の効率化をはかり、強い自治体となっていくかなければならない状況下にあると思います。

協議会だよりでは、出来るだけ多くの情報をお知らせして、住民の方の不安を少なくし「希望に満ちた明るいまちづくり」を目指して、合併が推進できるよう努力したいと思っております。

